

**新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策について
－「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定に向けて－【諮問の概要】**

文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条

政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

「文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－（第1期）」（平成30年3月6日閣議決定）《平成30年度～令和4年度》

我が国文化芸術が、「本質的価値」と併せて「社会的・経済的価値」を有するという視点に立ったうえで、4つの目標（「文化芸術の創造・発展・継承と教育」、「創造的で活力ある社会」、「心豊かで多様性のある社会」、「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」）とそれを実現するための戦略を提示。

第1期計画期間中の文化芸術分野を取り巻く状況

【文化庁の機能強化】

- ・平成30年10月、文化芸術基本法に基づく新たな文化芸術行政の展開を図るべく、文部科学省設置法を改正。
- ・令和2年4月、文化庁に、文化観光及び食文化の振興を推進する組織の設置。

【コロナ禍の文化芸術】

- ・コロナ禍の影響により、文化芸術団体等は公演等のイベントの中止・延期・規模縮小等を余儀なくされた。地域の絆の礎である、地域伝統行事等にも大きな打撃。
- ・入国制限・国内移動制限、イベント自粛等の要請により、文化と観光の好循環の創出が困難に。
- ・文化芸術を生業とするフリーランスの地位の不安定さ等が明らかに。統括団体の機能の重要性が再認識された。

⇒第1期計画期間中の後半は、疲弊する文化芸術団体の活動を支え、わが国の文化芸術の灯を消さず、いかに次世代に継承するかという視点を重視した政策を展開

【社会の変化に対応した政策展開】

- ・文化芸術のグローバル展開を効果的に進める必要性。
- ・デジタル化の進展等による表現活動や鑑賞形態の多様化。ビジネスモデルの変容の加速。
- ・芸術教育の充実や文化芸術鑑賞・体験機会の確保を図る必要性。
- ・国際会議等で、文化は特に持続可能な開発の原動力であることが明記。
- ・グローバル化やデジタル化、国民の文化芸術活動の成熟化等を踏まえた、現場の実情に合った効果的な支援の実施、戦略的な文化芸術政策展開の必要性。

諮問事項

第1期計画期間における文化芸術政策の推進状況、コロナ禍での文化芸術政策をめぐる課題等を踏まえ、「文化芸術推進基本計画（第2期）」《令和5年度～9年度》の策定に向け、特に、以下の事項を中心に審議。

① ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策

- ・長期的な文化芸術の振興のあるべき姿と、特に今後5年間において取り組むべき方策。
- ・「文化芸術の担い手」となる団体・関係者や文化芸術活動への支援強化、芸術教育の充実、食文化をはじめとする生活文化の振興、国立文化施設や博物館の機能強化、文化財を効果的に活用しつつ次代に守り伝えていくための方策、デジタル時代に対応した著作権制度・政策の方向性、国語・日本語教育の振興方策等。

② 文化と経済の好循環を創造するための方策

- ・文化芸術分野で成長と分配の好循環を実現していくための、日本博2.0の推進等の具体的な方策等。
- ・我が国の有形・無形文化財、伝統芸能、ポップカルチャー、ライブ・エンタテインメント、現代アート等の多様な文化芸術のグローバルな展開方策等。
- ・多様なアート市場を活性化するための、アート市場の国際拠点化等の具体的な方策等。

③ 文化芸術行政の効果的な推進の在り方

- ・文化芸術行政の推進サイクル。
- ・デジタル時代にどのように文化芸術を花開かせるか、それを行政がいかに支援するか。
- ・文化芸術による地域活性化に向け、地域の文化資源を保護・活用し、文化芸術の担い手の育成や振興拠点を強化していくための方策等。